

第35期 第4回 横浜市児童福祉審議会（総会）

日 時：令和8年1月28日（水）午後6時30分～
開催方法：オンライン開催

次 第

1 報告事項

- (1) 部会からの報告
- (2) 児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について
- (3) 横浜市児童福祉審議会の体制の変更について

2 審議事項

- (1) 部会所属委員の指名

=====

資料1 第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・臨時委員名簿

資料2 第35期横浜市児童福祉審議会 事務局名簿

資料3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料4 部会報告 保育部会

資料5 部会報告 児童部会

資料6 部会報告 障害児部会

資料7 児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について

資料8 児童福祉審議会の組織体制の変更について

第35期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	◎ 石内 亮	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
5	石川 正美	特定非営利活動法人C A Pかながわ 理事
6	稻田 遼太	一般社団法人ラシク045
7	大園 啓子	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
8	大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
9	小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
10	片桐 浩司	一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事
11	久保園 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
12	小林 理	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授
13	斎田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
14	坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
15	瀧谷 冒史	関東学院大学社会学部 教授
16	高杉 陽子	横浜市P T A連絡協議会 副会長
17	高橋 溫	神奈川県弁護士会所属弁護士
18	田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
19	廣内 千晶	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター助教
20	○ 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
21	森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授

第35期横浜市児童福祉審議会 部会名簿

◎：部会長 ○：副部会長

(各部会50音順、敬称略)

部会	氏名		所属・役職等
里親部会	委員	いしかわ まさみ 石川 正美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事
		かたぎり ひろし 片桐 浩司	一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事
		くぼぞの ゆうこ 久保園 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 濱谷区主任児童委員連絡会 代表
		こばやし あさむ 小林 理	神奈川県立保健福祉大学 社会福祉学科 教授
		たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
保育部会	委員	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		いなだ りょうた 稻田 遼太	一般社団法人ラシク045
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		さいた ひろし 斎田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授
		もり かよこ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
	臨時委員	おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
児童部会	委員	おぎぞ 小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
		しぶや 濱谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
		○ たかはし 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
		ひろない 廣内 千晶	横浜市立大学付属市民総合医療センター 精神医療センター助教
	臨時委員	もりやま 森山 直人	東京経営短期大学 非常勤講師
障害児部会	委員	おおぞの 大園 啓子	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 横浜市総合リハビリテーションセンター 発達支援部 担当部長
		さかもと 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ クルム学園 児童施設長
		もり かよこ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
放課後部会	委員	あおやま 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		あかし 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
	臨時委員	かねふじ 金藤 ふゆ子	文教大学人間科学部 教授
		すずき 鈴木 裕子	国士館大学文学部 教授
		ふじさき 勝崎 健児	横浜市小学校校長会 副会長
		へんみ 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
		まつばやし 松林 美津子	横浜市PTA連絡協議会 書記
		まつもと 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		みうら 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
		みやなが 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長

※で表示の委員については、複数の部会へ所属

資料 2

横浜市児童福祉審議会[総会] 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福嶋 誠也
部長	総務部長	白井 正和
	こども青少年局医務担当部長	岩田 真美
	総務部担当部長	永松 弘至
	青少年部長	田口 香苗
	保育・教育部長	渡辺 将
	保育・教育部保育対策等担当部長	飯田 学
	こども福祉保健部長	秋野 奈緒子
	こども福祉保健部担当部長	柴山 一彦
	中央児童相談所長	深海 淳一郎
課長	青少年育成課長	森脇 美也子
	青少年相談センター所長	山崎 三七子
	放課後児童育成課長	河原 大
	保育・教育支援課長	大槻 彰良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八木 慶子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	谷口 なおみ
	保育・教育運営課長	岡本 今日子
	保育・教育運営課担当課長	齋藤 淳一
	保育・教育給付課長	槇村 瑞光
	保育・教育認定課長	長田 和彦
	保育対策課長	高林 悠紀
	保育対策課担当課長	須山 次郎
	こども施設整備課長	野澤 裕美
	こども家庭課長	藤浪 博子
	地域子育て支援課長	五十川 聰
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥津 秀子
	地域子育て支援課医務担当課長	小川 幸
	こどもの権利擁護課長	足立 篤彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真館 裕子
	障害児福祉保健課長	高島 友子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	川尻 基晴
	中央児童相談所支援課担当課長	岡部 篤志

事務担当

企画調整課長	原 弘 岳
企画調整課担当係長	後藤 佑介

○横浜市児童福祉審議会条例

平成12年2月25日
条例第5号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平17条例117・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：令和4年4月1日 こ企第32号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）、同法施行令（昭和23年3月政令第74号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成12年2月横浜市条例第5号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（臨時委員）

第3条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事項。（第8項第1号関係） 2 その他、里親等に関する事項。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事項（第8項第5号関係） 2 保育所の設置認可に関する事項（第8項第6号関係） 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事項（第8項第7号関係） 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事項（第8項第11号関係） 5 その他、保育に関する事項。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事項（第8項第9号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事項。（第8項第2号関係） 3 児童虐待等の調査に関する事項（第8項第12号関係） 4 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事項（第8項第13号関係）

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること（第8項第14号関係） 6 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（第8項第8号関係） 2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第8項第10号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等（第8項第3号及び第4号関係）

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適當であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができます。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
 - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項
 - (5) 家庭的保育事業等の認可に関する事項（児童福祉法第34条の15第4項関係）
 - (6) 保育所の設置認可に関する事項（児童福祉法第35条第6項関係）
 - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事項（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事項（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (9) 児童福祉施設（第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事項（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）第4条第1項に規定する事項
 - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関する事項

- (12) 児童虐待等の調査に関すること
 - (13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第1項関係）
 - (14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

（会議の公開）

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

（守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和31年11月1日制定）は廃止する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【保育部会】

(期間) 令和7年11月1日～令和7年12月26日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第6回	令和7年12月10日 18:00～19:00	I 審議事項 (I)小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

2. 主な報告事項

第6回	
審議事項	(I)小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
報告内容	付議された2件を認可対象とすることを承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第35期横浜市児童福祉審議会保育部会の審議結果（第6回）

第35期横浜市児童福祉審議会 第6回保育部会の審議結果

令和7年12月10日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 小規模保育事業の法人変更に伴う認可について

審議の結果、付議された2件を認可対象とすることを承認した。

所在区	施設名（仮称）	法人名	定員	事業開始日（予定）
1 鶴見	尻手スマイル保育園	変更前：(株) ティーエス 変更後：(株) ライフらび	12	令和8年4月1日
2 港北	変更前：グローバルキッズ綱島SST保育園 変更後：すくすくの杜綱島SST保育園	変更前：(株) グローバルキッズ) 変更後：(福) すくすくどろんこの会	17	令和8年4月1日

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【児童部会】

(期間) 令和7年11月1日～令和7年12月26日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第13回	令和7年11月27日 15:00～17:40	<p>1 審議事項</p> <p>(1)児童福祉法第27条第1項第3号の措置変更の意向が一致しない場合の児童福祉法施行令第32条に基づく意見聴取について（中央児童相談所）</p> <p>(2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（西部児童相談所）</p> <p>(3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（北部児童相談所）</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)一時保護の実施状況について</p>

回数	開催日時	主な審議内容等
第13回		<p>3 その他</p> <p>(1)被措置児童等虐待の受付（報告） (こどもの権利擁護課 養護支援係)</p> <p>(2)被措置児童等虐待の受付（報告） (こどもの権利擁護課 養護支援係)</p>
第14回	令和7年12月25日 15:00～16:46	<p>1 審議事項</p> <p>(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて（中央児童相談所）</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1)一時保護の実施状況について</p> <p>3 その他</p> <p>(1)被措置児童等虐待の受付（報告）（障害児童保健課）</p> <p>(2)被措置児童等虐待の受付（報告） (こどもの権利擁護課 養護支援係)</p>

まとめ（令和7年11月1日から令和7年12月26日まで2回開催）

【事例審議 4件】

- ・児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 3件
(保護者から同意が取れない場合の施設入所の申立て)
- ・児童福祉法第27条第1項第3号の措置変更の意向が一致しない場合の児童福祉法施行令第32条に基づく意見聴取にかかる案件 1件

【報告事項 2件】

- ・一時保護の実施状況について（毎月） 2件

【その他 4件】

- ・被措置児童虐待の受付（報告）（施設などで生活することもへの虐待があった場合の報告） 4件

2. 主な報告事項

第13回	
審議事項	(1)児童福祉法第27条第1項第3号の措置変更の意向が一致しない場合の児童福祉法施行令第32条に基づく意見聴取について（中央児童相談所）
報告内容	意見聴取を実施。
主な意見	意見については個人情報に関する内容につき、公表せず。
審議事項	(2)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (西部児童相談所) (3)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (北部児童相談所)
報告内容	(2)(3)について、申立ての方針を適切と判断。
主な意見	意見については個人情報に関する内容につき、公表せず。

第13回	
報告事項	<p>報告事項 (1)一時保護の実施状況について</p> <p>その他 (1)被措置児童等虐待の受付（報告）（子どもの権利擁護課 養護支援係） (2)被措置児童等虐待の受付（報告）（子どもの権利擁護課 養護支援係）</p>
報告内容	報告事項、その他ともに個人情報にかかわる内容につき、公表せず。
主な意見	主な意見についても個人情報にかかわる内容につき、公表せず。

第14回	
審議事項	(1)児童福祉法第28条第1項第1号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所)
報告内容	申立ての方針を適切と判断。
主な意見	詳細意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。
報告事項	<p>報告事項 (1)一時保護の実施状況について</p> <p>その他 (1)被措置児童等虐待の受付（報告）（障害児福祉保健課） (2)被措置児童等虐待の受付（報告）（子どもの権利擁護課 養護支援係）</p>
報告内容	報告事項、その他ともに個人情報にかかわる内容につき、公表せず。
主な意見	主な意見についても個人情報にかかわる内容につき、公表せず。

横浜市児童福祉審議会部会報告書

【障害児部会】

(期間) 令和7年11月1日～令和7年12月26日

I. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和7年11月21日 18:00～19:00	<p>1 審議事項 (1)障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所の整備補助金について</p> <p>2 報告事項 (1)第5期横浜市障害者プランの策定について</p>

2. 主な報告事項

第2回	
審議事項	障害児通所支援事業 主として重症心身障害児を対象とした事業所の整備補助金について
報告内容	付議された1件を補助対象とし、補助金交付先とすることを承認した。
主な意見	特になし
報告事項	第5期横浜市障害者プランの策定について
報告内容	第5期横浜市障害者プランの策定における方針について報告を受けた。
主な意見	特になし

児童相談所一時保護所入所中の児童に対する
盗撮事件に関する再発防止策検討報告書について
《概要版》

I 事件概要と対応経過

1 事件概要(P4)

(1) 加害職員

児童相談所一時保護係 会計年度任用職員(日額・夜間指導員※)

令和6年1月1日採用／20代男性

※週に1～2日程度、夜間から翌朝にかけて入所児童の食事や着替えなどの日常生活のサポートを行う会計年度任用職員

(2) 概要

- ・令和7年6月に被害児童(10代男児)から、加害職員とは別の職員へ相談があり、事件が発覚
- ・当該児童相談所から警察へ通報
- ・その後、加害職員に聞き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォン(以下「スマホ」という。)で撮影したことを認めた。
- ・警察による事情聴取などの捜査を経て、加害職員は「性的姿態撮影等処罰法違反」、「不同意わいせつ」、「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」の罪名で検察官送致
- ・10月7日に本市として加害職員を懲戒免職処分とし、同日、不起訴処分決定

I 事件概要と対応経過

2 事件に関する主な対応経過(児童及び職員に対する実態等調査関係除く) (P4～P5)

時期	対応
令和7年6月	事件発生
事件から4日後	被害児童から加害職員とは別の職員に対し、就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示。
事件から5日後	児童相談所が警察へ被措置児童等虐待の疑いについて通報
事件から11日後	被害児童へ司法面接（検察・警察・児童相談所による三機関協同面接）を実施
事件から13日後	警察が加害職員へ事情聴取、「夜間に被害児童の写真を撮った」と認める。
8月19日（火）	本市として事件が検察官送致されたことを把握
8月28日（木）	本市が事件について記者発表
10月7日（火）	加害職員を懲戒免職処分とした。 加害職員の不起訴処分決定

I 事件概要と対応経過

3 再発防止に関する主な検討経過(P5)

本件の重大性を鑑み、こども青少年局の部長級・課長級の職員で構成する「こども青少年局再発防止策内部検討委員会」を設置し、課題の整理等を行った。そのうえで、児童福祉や心理学の学識経験者、医師、弁護士等の外部有識者で構成される本市附属機関「横浜市児童福祉審議会児童部会」を第三者委員会として位置づけ、ご意見を伺いながら再発防止策の検討を行った。

また、検討にあたっては、再発防止策が実効性のあるものとなるよう、一時保護所に入所中の児童や児童相談所の職員の意見等を聴きながら進めた。

7月2日(水) 第1回再発防止策内部検討委員会(事件の概要説明)

7月24日(木) 第1回横浜市児童福祉審議会児童部会(事件の概要説明)

8月14日(木) 第2回再発防止策内部検討委員会(再発防止策の検討)

8月28日(木) 第2回横浜市児童福祉審議会児童部会(再発防止策案について意見聴取)

10月9日(木) 第3回再発防止策内部検討委員会(再発防止策案の検討)

10月23日(木) 第3回横浜市児童福祉審議会児童部会(再発防止策案について意見聴取及び答申)

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

1 当事者に対する調査(P6)

(1)被害児童への聴き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月(事件から4日後及び11日後)＜面接調査及び三機関協同面接＞

イ 調査結果

就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示

(2)加害職員への聴き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月(事件から14日後)及び7月25日＜面接調査＞

イ 調査結果

就寝中の被害児童の臀部をスマホで撮影したことを認めた。

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

2 児童に対する調査(P6～P7)

調査名	対象	時期	内容	結果
<u>(1) 当該一時保護所に入所中の児童への聞き取り調査</u>	当該一時保護所（男子ブロック）に入所している児童のうち、令和6年1月以降に入所した児童8名	6月下旬～7月上旬	○担当児童福祉司より、職員や他の児童の件で困っていたこと等について聴き取り	○撮影や性的な関わりについての回答は無し
<u>(2) 当該一時保護所を退所した児童への聞き取り調査</u>	令和6年1月以降に、当該一時保護所に入所していたことがある児童40名 ※上記（1）調査の8名を除く	9月1日～9月26日	○担当児童福祉司より、事件について説明、謝罪 ○職員や他の児童の件で困っていたこと等について聴き取り	○撮影や性的な関わりについての回答は無し
<u>(3) 全ての一時保護所に入所中の児童へのアンケート調査</u>	一時保護所（4所）に入所している全児童218名（123名が回答）	10月1日～10月17日	○担当児童福祉司より、事件について説明、謝罪 ○一時保護所で心配なこと、一時保護所の生活がより安心・安全になるにはどうしたらよいか等についてアンケートを手渡し	○撮影や性的な関わりについての回答は無し ○相談しやすい環境、他児との関係、防犯カメラ等に関する意見などが寄せられた

Ⅱ 児童及び職員に対する実態等調査

3 職員に対する調査(P7～P8)

調査名	対象	時期	内容	結果
<u>(1) 当該一時保護所の職員への聞き取り調査</u>	当該児童相談所一時保護係（男子ブロック）の職員15名（会計年度任用職員を含む）	7月9日～7月11日	○加害職員及び自身を含む職員の言動等について聞き取り	○全員が「特に気になる言動は無い」と回答
<u>(2) 全職員への緊急コンプライアンスチェック</u>	本市児童相談所及び公立児童養護施設等に勤務する全職員1,037名（会計年度任用職員を含む）	9月1日～9月26日	○撮影等に関しチェックシートによる確認 ○自身や他の職員について、児童の撮影や虐待等に関するアンケート調査	○不適切な行為に関する回答は無し
<u>(3) 今回の事件及び再発防止策に関する児童相談所職員からの意見募集</u>	本市児童相談所に勤務する全職員（会計年度任用職員を含む）	10月31日～11月14日	○以下の内容について意見募集 ・今回の盗撮事件を受けて ・再発防止策の方向性 ・さらに加えた方が良いと思う防止策など	○防犯カメラ、研修、私用スマホ持込ルールに関する意見などが寄せられた

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策(P9)

一時保護所は児童にとって安心できる環境でなくてはならず、児童に信頼を寄せてもらうべき立場の職員が、保護中の児童に対して性暴力を行うということは、決してあってはならない。

児童の支援に携わる職員や関係者は、それぞれが熱意をもって取り組んでいるが、今後、一時保護所において入所児童の安心・安全を保障していくには、どのような職場においても児童への性暴力が発生し得るという考え方に対し、そのことを前提とした仕組みづくりが必要である。

これまでも、過去の一時保護所での性暴力事件を受け、再発防止の取組を行ってきたが、今回の事件を受け、これまでの取組を振り返り、課題を洗い出した。

また、再発防止策については、一時保護所に入所中の児童や一時保護所職員からの意見をできる限り反映することを念頭に検討を行った。

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

1 加害行為を起こさない仕組みづくり(P9~P10)

【振り返り、課題】

- ア 一時保護所内への私用スマホ等の持ち込みや使用禁止について明文化していない。
職員の夜間巡回時や児童の居室に入る際のルールが不明確、職員への不徹底
- イ 新設した一時保護所内には防犯カメラを設置しており、事件発生の抑止力となることが期待できるが、その他の一時保護所内には防犯カメラが設置されていない。防犯カメラの新たな設置にあたっては、その目的について、入所児童や職員への説明が必要
- ウ 夜間はブロックごとに正規職員1名と夜間指導員1名の計2名体制で、職員相互の細かな動きを把握しづらい状況。現行の夜間体制が児童の安全を守るうえで十分かについて、検討が必要

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

1 加害行為を起こさない仕組みづくり(P10～P11)

【再発防止策】

ア 私用スマホ持込禁止等の明文化

(ア) 私用スマホ等の持ち込み禁止を明文化し、職員へ通知

勤務時間中は私用スマホをロッカー等の指定場所に保管するルールを整理

(イ) 夜間に職員が児童の居室に入る際のルールを整理し明文化。夜間勤務する職員へ周知徹底

イ 一時保護所内への防犯カメラ設置

全ての一時保護所内の共用部に防犯カメラを設置

防犯カメラ運用ルールを定め、入所児童や職員に対して丁寧な説明を実施

ウ 夜間体制の見直し検討

夜間時の児童の安全確保や緊急時の対応、入所調整等について、改めて実態を把握・分析し、他都市や民間施設等の状況も踏まえ見直しを検討

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

2 夜間指導員の採用、育成指導(P11～P12)

【振り返り、課題】

- ア 常時、夜間指導員の欠員が発生。採用にあたり資格や経験等を求めていない。
- イ 勤務時間帯や勤務日数が限られている夜間指導員には、児童との距離感や施設内虐待防止、児童の権利擁護などの研修が未実施
- ウ 年1～2回のコンプライアンスチェックシート等による確認において、私用スマホの持ち込み、撮影禁止については確認項目としていなかった。
- エ 夜間指導員向けの一時保護所統一のマニュアルが未整備で、伝える内容が各所で異なる。
- オ 同性介助を原則とする中、職員と児童との同性同士の不適切な関わり方についての想定がされていなかった。

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

2 夜間指導員の採用、育成指導(P12～P13)

【再発防止策】

ア 採用前の未然防止

募集要項中の応募資格に過去に不適切行為を行った者等は採用しない旨を明記等
採用面接時に、応募者の資質を見極められるような質問

イ 夜間指導員の研修時間の確保

夜間指導員への研修時間を業務の一環として別途確保
「自分ごと」として捉えられるように、不適切行為の具体例や処分事例に関する研修を実施

ウ 私用スマホ持込禁止等についての明文化<再掲:P10参照>

エ 夜間指導員マニュアルの共通化、職員との連携強化

夜間指導員マニュアルの共通化、宿直業務を行う全職員に対して研修を実施
夜間指導員の業務理解度をチェックリスト化し、責任職が到達度を定期的に確認

オ 同性同士の対応

夜間指導員マニュアルについて、同性同士の性加害が起こり得ることを前提とした改訂

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

3 こどもが相談しやすい環境づくり(P13～P14)

【振り返り、課題】

- ア 入所時に様々な相談窓口があることを説明しているが、内容が分かりにくく、十分に理解できていない児童もいる。
- イ アドボケイトへの相談は、月1回で時間が限られ十分に相談ができていない現状
入所の背景等により自ら発信することが困難な児童もいるため、児童からの相談等について、更に児童が相談しやすい工夫が必要
- ウ 児童が初めから全てを打ち明けられるとは限らないことを念頭に、安心して日頃の悩みを表出できる環境設定、雰囲気づくりや職員の聴き取るスキル等が重要
- エ 年齢や発達段階に応じ、児童が他者と自身の適切な境界線を学び、自尊心を高めるための啓発・教育が必要。包括的性教育の有用性についても近年注目されている。
職員から児童に対して、児童自身のこころとからだを守るという視点での支援の拡充が必要だが、現状では現場の職員の理解が十分とは言えない。

Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策

3 こどもが相談しやすい環境づくり(P14～P15)

【再発防止策】

ア 相談窓口の分かりやすい周知

相談窓口について「一時保護所のしおり」に分かりやすく掲載

一時保護所内のトイレや廊下等に掲示。職員との面接の場でも「一時保護所のしおり」等により周知

イ 相談窓口の充実

児童が意見を表明できる機会を増やすため、アドボケイトへの相談回数増(月1回→月2回)

入所中の児童に対して定期的にアンケートを実施し、声を上げにくい児童等の意見表明を支援

ウ 職員の「受け止めスキル」の向上

「傾聴スキル」向上を目的に、児童が安心して話せるための効果的なコミュニケーション技術について体験的に学ぶ研修を実施

エ 児童自身がこころとからだを守る支援

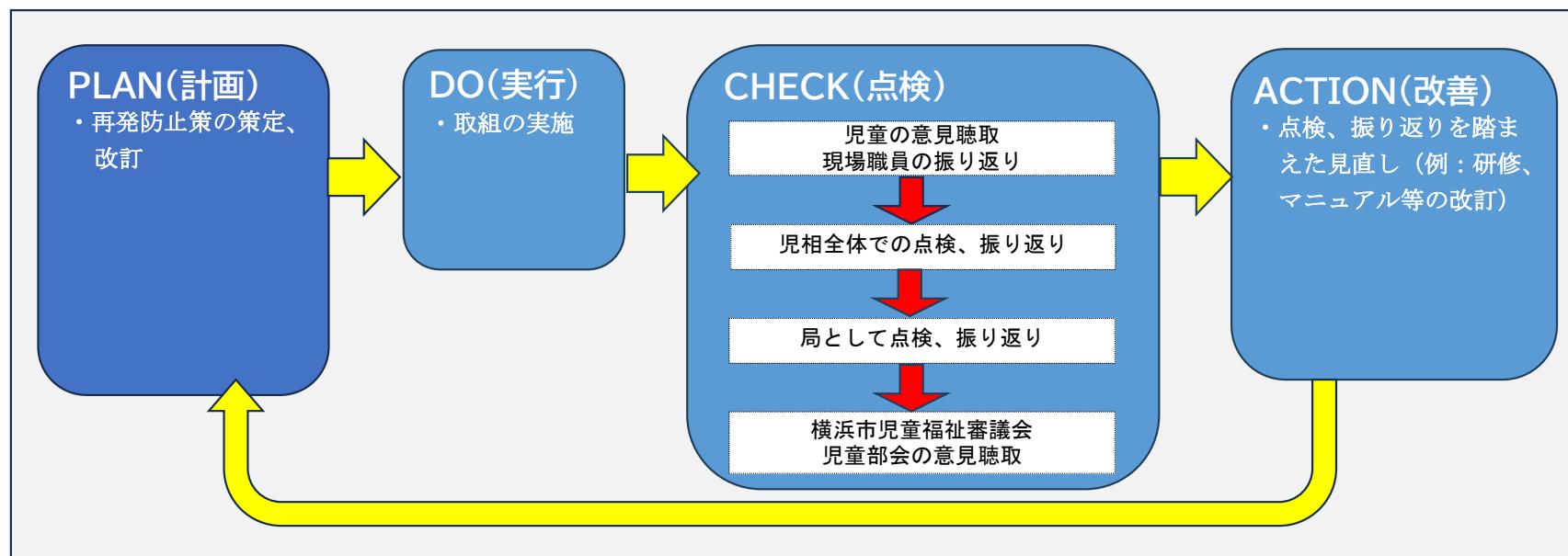
職員研修プログラムに児童への暴力防止プログラムを取り入れ、職員が児童へ予防教育を実践
包括的性教育に関わる職員向け研修を実施

【再発防止策の開始時期】(P16)

		再発防止策（取組内容）	開始時期
1 加害行為を起こさない仕組みづくり	ア	私用スマホ持込禁止等の明文化	7年7月
	イ	児童の居室に入る際のルール整理	7年12月
	ウ	一時保護所内への防犯カメラ設置	8年3月（予定）
	エ	夜間体制の見直し検討	7年7月
2 夜間指導員の採用、育成指導	ア	採用前の未然防止	7年12月
	イ	夜間指導員の研修時間の確保	7年12月
	ウ	私用スマホ持込禁止等の明文化<再掲>	7年7月
	エ	夜間指導員マニュアルの共通化	7年11月
	職員との連携強化		
	オ	同性同士の対応（マニュアル改訂）	7年11月
3 子どもが相談しやすい環境づくり	ア	相談窓口の分かりやすい周知	7年12月
	イ	相談窓口の充実	8年1月（予定） ※アドボケイト相談は8年度から見直し
	ウ	職員の「受け止めスキル」の向上	7年11月
	エ	児童自身がこころとからだを守る支援	7年11月

IV 再発防止策の進捗管理(P17)

- ・確実な実施が担保されるよう、毎年度、まず児童への意見聴取や現場の職員による振り返りを行い、それを踏まえ、児童相談所全体で取組状況の点検や振り返りを実施
- ・こども青少年局として点検、振り返りを行い、必要な見直しを検討
- ・「横浜市児童福祉審議会児童部会」へ毎年度の取組状況を報告し、意見を受けて見直しを行いながら、実効性のある取組を継続して実施



児童相談所一時保護所入所中の児童に対する
盗撮事件に関する再発防止策検討報告書

令和7年12月

横浜市こども青少年局

目 次

I	事件概要と対応経過	- 4 -
II	児童及び職員に対する実態等調査	- 6 -
III	これまでの取組の振り返り及び再発防止策	- 9 -
1	加害行為を起こさない仕組みづくり	- 9 -
2	夜間指導員の採用、育成指導	- 11 -
3	子どもが相談しやすい環境づくり	- 13 -
IV	再発防止策の進捗管理	- 17 -

◆資料編

1	横浜市児童相談所一時保護所の組織等	- 18 -
2	横浜市児童相談所一時保護所における人材育成（研修）	- 21 -
3	令和3年度の一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止策一覧	- 22 -
4	子ども青少年局再発防止策内部検討委員会名簿	- 23 -
5	第35期横浜市児童福祉審議会 児童部会委員名簿	- 23 -

～再発防止策検討報告書の策定にあたって～

令和7年6月、本市児童相談所一時保護所において、職員が一時保護中の児童の臀部を盗撮するという極めて重大な事件が発生しました。

児童の安心と安全を守ることを使命とする一時保護所において、このような児童の心を深く傷つける事件が起きたことは、断じて許されるものではありません。児童相談所にとどまらず、本市の福祉行政や市政全体に対する市民の皆様の信頼を大きく損なう事態であり、改めて児童ご本人とご家族、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

本市として、今回の事件を重く受け止め、二度と同様のことを起こさないため、こども青少年局の様々な部署の職員で構成する再発防止策内部検討委員会を設置するとともに、一時保護中の児童や現場の職員の声を可能な限り聴き取り、多角的な視点で検討を重ねてきました。また、外部有識者の意見を取り入れるため、横浜市児童福祉審議会児童部会に諮問し、その答申を踏まえて検討を進めました。

事件の背景には、加害職員の倫理観の欠如に加えて、児童相談所における仕組みや体制面など組織としての課題があります。

本報告書では、「Ⅲ これまでの取組の振り返り及び再発防止策」において、「加害行為を起こさない仕組みづくり」、「夜間指導員の採用、育成指導」及び「こどもが相談しやすい環境づくり」の3つを柱として掲げています。これらは、事件を未然防止することができなかつた要因であり、児童相談所が抱える課題だと認識しています。

今回まとめた再発防止策を組織全体で共有し、こどもたちがより安心して安全に過ごせる環境を整えられるよう、また市民の皆様の信頼を一日も早く回復できるよう、職員一丸となって取組を確実に、そして継続的に実行してまいります。

横浜市こども青少年局長 福嶋 誠也

～「再発防止策検討報告書」策定にあたっての

横浜市児童福祉審議会児童部会意見～

横浜市こども青少年局が再発防止策を策定するにあたって、横浜市児童福祉審議会児童部会として諮詢を受け、令和7年7月から10月まで計3回の児童部会において、横浜市が検討した再発防止策の内容について議論してきました。

横浜市から児童部会への諮詢に対して、児童部会の各委員からは、「加害行為を起こさない仕組みづくり」、「夜間指導員の採用、育成指導」、「子どもが相談しやすい環境づくり」など、多岐にわたり意見を伝えました。

今回策定された「児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書」に基づいて、二度とこのような事件を起こさないようにすることはもちろん、事件を風化させることが無いようにするため、横浜市こども青少年局として改善に向けて継続して取組を進めていくことを強く望みます。

今回のような事件は当該児童相談所一時保護所だけでなく、児童と接する施設においてどこでも起き得る可能性があります。本報告書を他の多くの児童福祉施設の関係者にもご参考にしていただければと考えています。

横浜市児童福祉審議会児童部会
部会長 濵谷 昌史

I 事件概要と対応経過

1 事件概要

加害職員：児童相談所一時保護係 会計年度任用職員（日額・夜間指導員※）

令和6年1月1日採用／20代男性

※週に1～2日程度、夜間から翌朝にかけて入所児童の食事や着替えなどの日常生活のサポートを行う。

概要：令和7年6月に被害児童（10代男児）から、加害職員とは別の職員へ相談があり、事件が発覚。当該児童相談所から警察へ通報。その後、加害職員に聴き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォン（以下「スマホ」という。）で撮影したことを認めた。

警察による事情聴取などの捜査を経て、加害職員は「性的姿態撮影等処罰法違反」、「不同意わいせつ」、「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」の罪名で検察官送致された。その後、10月7日に本市として加害職員を懲戒免職処分とした。また、同日、不起訴処分となった。

2 事件に関する主な対応経過

時期	対応
令和7年6月	事件発生
事件から4日後	被害児童から加害職員とは別の職員に対し、就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示。本市が被害児童への聴き取り調査
事件から5日後	児童相談所が警察へ被措置児童等虐待の疑いについて通報
事件から11日後	被害児童へ司法面接（検察・警察・児童相談所による三機関協同面接）を実施
事件から13日後	警察が加害職員へ事情聴取。加害職員が「夜間に被害児童の写真を撮った」と認める。
事件から14日後	本市が加害職員への聴き取り調査
6月下旬 ～7月上旬	本市が当該一時保護所（男子ブロック）に入所中の児童への聴き取り調査【児童調査①】
7月9日（水） ～11日（金）	本市が当該一時保護所（男子ブロック）の職員への聴き取り調査【職員調査①】
7月25日（金）	本市が加害職員への聴き取り調査
8月19日（火）	本市として事件が検察官送致されたことを把握
8月28日（木）	本市が事件について記者発表
9月1日（月） ～26日（金）	・本市が児童相談所の全職員及び市立児童養護施設等の全職員への緊急コンプライアンスチェック【職員調査②】 ・本市が当該一時保護所（男子ブロック）を退所した児童への聴き取り調査【児童調査②】

時期	対応
10月1日（水） ～17日（金）	本市が全ての一時保護所に入所中の児童へのアンケート調査【児童調査③】
10月7日（火）	加害職員を懲戒免職処分とした。 加害職員の不起訴処分決定
10月31日（金） ～11月14日（金）	本市が今回の事件及び再発防止策に関する児童相談所職員からの意見募集【職員調査③】

3 再発防止に関する主な検討経過

本件の重大性を鑑み、こども青少年局の部長級・課長級の職員で構成する「こども青少年局再発防止策内部検討委員会」を設置し課題の整理等を行った。そのうえで、児童福祉や心理学の学識経験者、医師、弁護士等の外部有識者で構成される本市附属機関「横浜市児童福祉審議会児童部会」を第三者委員会として位置づけ、ご意見を伺いながら再発防止策の検討を行った。

また、検討にあたっては、再発防止策が実効性のあるものとなるよう、一時保護所に入所中の児童や児童相談所の職員の意見等を聴きながら進めた。

- 7月2日（水） 第1回再発防止策内部検討委員会
 - ・事件の概要、検討スケジュール説明
 - ・再発防止策に関する意見交換
- 7月24日（木） 第1回横浜市児童福祉審議会児童部会
 - ・事件の概要、検討スケジュール説明
 - ・再発防止策への諮問
- 8月14日（木） 第2回再発防止策内部検討委員会
 - ・再発防止策検討報告書（素案）の内容検討
- 8月28日（木） 第2回横浜市児童福祉審議会児童部会
 - ・再発防止策検討報告書（素案）について意見聴取
- 10月9日（木） 第3回再発防止策内部検討委員会
 - ・再発防止策検討報告書（案）の内容検討
- 10月23日（木） 第3回横浜市児童福祉審議会児童部会
 - ・再発防止策検討報告書（案）について意見聴取及び答申

II 児童及び職員に対する実態等調査

1 当事者に対する調査

(1) 被害児童への聞き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月（事件から4日後及び11日後）<面接調査及び三機関協同面接>

イ 調査結果

- ・就寝時に加害職員が居室に入ってきて臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示があつた。

(2) 加害職員への聞き取り調査

ア 調査時期

令和7年6月（事件から14日後）及び7月25日<面接調査>

イ 調査結果

- ・就寝中の被害児童の臀部をスマホで撮影したことを認めた。
- ・事件当日1回目の夜間巡回（4回／日 実施）時に他の職員に声かけを行っていたが、2回目～4回目の巡回時には声かけを行っていなかった。自らの行為が何らかの罪悪にあたるとの認識はあつた。
- ・採用時点では福祉分野に強い関心は持つていなかった。
- ・一時保護所内への私用スマホ等の持ち込みや使用禁止ルールを認識していなかった。
- ・過去に横浜市で起きた事件や児童とのSNS利用や私的な連絡等の禁止ルールについて、「自分には関係ない」という認識で自分ごととして捉えていなかった。

2 児童に対する調査

(1) 当該一時保護所（男子ブロック）に入所中の児童への聞き取り調査【児童調査①】

ア 調査対象

調査日時点で当該一時保護所（男子ブロック）に入所している児童のうち、加害職員が勤務していた期間（令和6年1月以降）に入所した児童8名

イ 調査時期・内容

令和7年6月下旬～7月上旬<担当児童福祉司による聞き取り>

- ・（あなたが）他のこどもや職員からされたことで何か困っていたことはありますか
- ・あなたの周りのこどもで他のこどもや職員がしたことで困っていたことはありますか

ウ 調査結果

- ・複数の児童から、職員や他の児童の言動への不満が寄せられたが、職員からの撮影や性的な関わりの回答は無かつた。

(2) 当該一時保護所（男子ブロック）を退所した児童への聞き取り調査【児童調査②】

ア 調査対象

加害職員が勤務していた期間（令和6年1月以降）に、当該一時保護所（男子ブロック）

ク) に入所していたことがある児童のうち、上記2(1)の【児童調査①】の対象児童を除く児童40名

イ 調査時期・内容

令和7年9月1日～9月26日<担当児童福祉司による聴き取り>

児童の状況に応じて、事件について説明、謝罪した上で、以下の項目を質問した。

- ・(あなたが)他のこどもや職員からされたことで何か困っていたことはありますか
- ・あなたの周りのこどもで他のこどもや職員がしたことで困っていたことはありますか

ウ 調査結果

- ・複数の児童から、職員や他の児童の言動、一時保護所のルールへの不満や意見が寄せられたが、撮影や性的な関わりについての回答は無かった。

(3) 全ての一時保護所に入所中の児童へのアンケート調査【児童調査③】

ア 調査対象

令和7年10月1日時点で一時保護所(4所)に入所している全児童218名のうち、回答を希望しない児童、虐待等の影響により実施が難しい児童を除く123名

イ 調査時期・内容

令和7年10月1日～10月17日<担当児童福祉司からアンケートを手渡し>

児童の状況に応じて、事件について説明、謝罪した上で、以下の項目を質問した。

- ・一時保護所で、嫌なこと、怖いこと、心配なことがあった時、どうしたら相談しやすいですか
- ・今、一時保護所で心配なことがあったら、どんなことでもいいので教えてください
- ・一時保護所の生活がより安心・安全なものになるには、どうしたらよいと思いますか

ウ 調査結果

撮影や性的な関わりについての回答は無かった。

- ・相談しやすい環境に関する主な回答：「優しい職員に相談しやすい」、「声をかけてほしい」、「意見箱の設置」、「紙に書いて伝える」など
- ・心配なことに関する主な回答：「部屋が狭い」、「他児との関係」、「親との分離」など
- ・安心、安全な生活に関する主な回答：「防犯カメラの設置(賛否あり)」、「個室の希望」、「職員の態度改善」など

3 職員に対する調査

(1) 当該一時保護所(男子ブロック)の職員への聴き取り調査【職員調査①】

ア 調査対象

当該児童相談所一時保護係の職員15名(会計年度任用職員を含む)

イ 調査時期

令和7年7月9日～7月11日<面接調査>

ウ 調査結果

加害職員及び自身を含む職員の言動等について聴き取りを行ったが、全員が「特に気になる言動は無い」との回答だった。

（2）児童相談所の全職員及び市立児童養護施設等の全職員への緊急コンプライアンスチェック

【職員調査②】

ア 調査対象

本市児童相談所、市立児童養護施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に勤務する全職員 1,037 名（会計年度任用職員を含む）

イ 調査時期・内容

令和 7 年 9 月 1 日～9 月 26 日＜アンケート調査＞

撮影等に関してチェックシートによる確認を行うとともに、以下のアンケートを実施

- ・自身が業務に関係する場面以外で、児童の撮影を行ったことがあるか
- ・他の職員の撮影にかかる行為で、不信、疑問に感じたことはあるか
- ・自身の児童への関わりが、虐待に類するのではないかと感じたことはあるか
- ・他の職員の児童への関わりが、虐待に類するのではないかと感じたことはあるか

ウ 調査結果

不適切な行為に関する回答は無かった。

- ・撮影について、「自身のスマホで緊急時にやむを得ず虐待による児童の創部（傷やアザ）写真を撮った」、「保護者の代理で出席した行事で撮影した」等の回答があった。
- ・児童への関わりについて、「児童への声掛けや、児童の不安が高まり不穏になった際の対応について、課題や迷いを感じることがある」等の回答があった。

（3）今回の事件及び再発防止策に関する児童相談所職員からの意見募集【職員調査③】

ア 調査対象

本市児童相談所に勤務する全職員（会計年度任用職員を含む）

イ 調査時期・内容

令和 7 年 10 月 31 日～11 月 14 日＜電子申請システムにより意見募集＞

- ・今回の事件を受けての意見
- ・再発防止策の方向性への意見
- ・さらに加えた方が良いと思う防止策等

ウ 調査結果

- ・事件に関する受け止め：「悲しみ」、「不安」、「怒り」、「非常にショック」、「児童、保護者に申し訳ない」、「悔しい」などの感情の他、「夜間の体制が薄かった」、「信頼回復には長期的視点が必要」などが寄せられた。
- ・再発防止の方向性への意見：「防犯カメラ導入については議論が必要」、「会計年度任用職員含め毎年継続的に研修が必要」、「スマホ持ち込みについて現実的なルールを」などが寄せられた。
- ・加えた方が良い防止策等：「児童との関係性上のリスクを学ぶ機会」、「DBS の導入」、「夜間正規職員の配置」、「一時保護所の定員超過が課題」、「防止策を継続していくことが重要」などが寄せられた。

III これまでの取組の振り返り及び再発防止策

一時保護は、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るために行われるものである。保護者等からの虐待や家庭事情、非行等により一時保護されていることから、一時保護所は児童にとって安心できる環境でなくてはならない。児童に信頼を寄せてもらうべき立場の職員が、保護中の児童に対して性暴力を行うことは、決してあってはならないことである。

児童の支援に携わる職員や関係者は、それぞれが熱意をもって取り組んでいる。一時保護所では、児童指導員や保育士をはじめ多種多様な職種の職員が、正規職員や会計年度任用職員として勤務しており、その知識・経験・考え方なども様々である。今回の事件の加害職員は、夜間指導員であるが、これまでの取組を振り返る中で、夜間指導員の採用・育成指導には課題があり、改善が必要である。

今後、一時保護所において入所児童の安心・安全を保障していくには、どのような職場においても児童への性暴力が発生し得るという考え方立ち、そのことを前提とした仕組みづくりが必要である。

これまでも、過去の一時保護所での性暴力事件を受け、再発防止の取組を行ってきたが、今回の事件を受け、これまでの取組を振り返り、課題を洗い出した。また、再発防止策については、一時保護所に入所中の児童や一時保護所職員からの意見をできる限り反映することを念頭に検討を行った。

1 加害行為を起こさない仕組みづくり

(1) これまでの取組

- ア 児童が生活する場への私用スマホ等の持ち込みや使用禁止について、口頭で各職員に伝えていた。
- イ 新設した南部児童相談所一時保護所内の共用部分には防犯カメラを設置している。
- ウ 令和5年度から一時保護所の係長を1名から2名体制に強化した。令和6年度には「横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、配置基準に基づき職員体制の拡充に取り組んでいる。

(2) 振り返り、課題

- ア 一時保護所内への私用スマホ等の持ち込みや使用禁止について、通知やマニュアルで明文化していない。また、職員の夜間巡回時や児童の居室に入る際のルールが明確になっておらず全ての職員に組織としての具体的なルールが徹底されていない。

※加害職員は私用スマホの持ち込み禁止ルールを認識していなかった。
※事件当日1回目の夜間巡回（4回／日 実施）時に加害職員は他の職員に声かけを行っていたが、2回目～4回目の巡回時には声かけを行っていなかった。

- イ 新設した一時保護所内には防犯カメラを設置しており事件発生の抑止力となることが期待できるが、その他の一時保護所内には防犯カメラが設置されていない。防犯カメラの新たな設置にあたっては、その目的について、入所児童や職員への説明を行うとともに、設置後も新たな入所児童や職員へ説明することが必要である。

ウ 一時保護所において、係長の複数体制によりスーパービジョンの強化を図ったが、係長不在の夜間においては課題が残っている。

夜間はブロックごとに正規職員1名と夜間指導員1名の計2名体制であるため、職員相互の細かな動きを把握しづらい状況にある。夜間巡回を複数職員で行うことは、児童の緊急対応や入所対応もある中で現実的とは言えないが、現行の夜間体制が、児童の安全を守るうえで十分なのかという点については検討が必要である。

(3) 再発防止策

ア 私用スマホ持込禁止等の明文化

児童や職員に対する調査では、一時保護所内における職員の私用スマホの持ち込み等に制限を設けることについて一定の理解が得られている。私用スマホの管理方法及び夜間の巡回等について以下のルールを設定し、必要に応じて見直していく。

(ア) 入所児童が生活する場への私用スマホ等の持ち込み禁止について、明文化し、職員へ通知（令和7年7月11日）。

また、設備面における取組として、一時保護所職員の私用スマホについて、勤務時間中は職員室内のロッカー等の指定場所に保管し、休憩時間や止むを得ず使用する場合を除き、退勤時まで職員室の外に持ち出さないルールとする。一時保護所職員以外の担当児童福祉司や児童心理司等についても、指定されたロッカーに保管し、児童が生活する場所には持ち込まないこととする。

(イ) 夜間に職員が児童の居室に入る際のルールを整理し、各マニュアルに反映することで明文化する。マニュアルを用いて夜間指導員を含む全ての職員に対して周知徹底を図る。

【夜間における居室に入る際のルール】

○児童の居室へ入る際のルールについて

- ・巡視する際は、原則、その都度に他の職員にこれから巡視する旨、声をかける
- ・居室の扉を開け、居室の外から十分確認できる場合は居室の中に入らない
- ・窓の施錠確認や病児の体調確認等、居室に入る必要がある場合は、扉を開けたまま居室の中に入り、確認等が終わり次第、すぐに居室を出る

○職員室を離れる際の声かけルールについて

- ・職員室を離れる際は、原則、他の職員に何の用件でどれくらいの時間、職員室を離れるか伝える

イ 一時保護所内への防犯カメラ設置

防犯カメラ設置により、被措置児童等虐待の事件発生の抑止力となることが期待でき、児童及び職員の安心・安全確保のため、全ての一時保護所内の共用部（廊下、ホール等）に防犯カメラを設置する。

防犯カメラの新たな設置にあたっては、運用ルールを定めるとともに、入所児童や職員に対して設置の目的や効果等について丁寧に説明を行う。設置後も新たな入所児童や職員に同様の説明を行い、理解を求ることとする。

ウ 夜間体制の見直し検討

一時保護所における夜間時の児童の安全確保や緊急時の対応、入所調整等について、

改めて実態等を把握・分析するとともに、他都市や民間施設等の状況も踏まえ見直しを検討していく。

2 夜間指導員の採用、育成指導

(1) これまでの取組

- ア 夜間指導員は、週1～2回の勤務で正規職員の補助業務のため、採用にあたり資格や経験等を求めておらず、その多くは学生が担っている。
- 採用については、履歴書・作文による書類選考及び複数面接官による面接を実施している。また、必要人数を確保するため、人材派遣による職員も配置している。
- イ 夜間指導員の研修は、勤務初日に30分程度の研修を主に係長が行い、以降は、正規職員や一定の経験を有する夜間指導員によるOJTを実施している。
- ウ 夜間指導員に対しても、一時保護所の全職員に行う「人権チェックシート」(年1回)、児童相談所全職員に行う「コンプライアンスチェックシート」(年2回)の実施により、児童への体罰・セクハラ・パワハラ、児童との私的なやり取りの有無等について確認している。
- エ 夜間指導員向けのマニュアルは、一時保護所ごとに独自に作成し、研修及びOJTに使用している。
- オ 一時保護所運営マニュアルや職員向け研修等では、同性介助の原則の徹底を図っている。

(2) 振り返り、課題

- ア 夜間の勤務であることから、常時、欠員が発生している状況がある。資格や経験等を求めておらず、応募者は必ずしも、児童福祉について十分理解があるとは限らない。

※加害職員は、採用時点で福祉分野に強い関心は持っていないかった。

- イ 正規職員や日中勤務の会計年度任用職員に対しては、児童との距離感や施設内虐待防止、児童の権利擁護などの研修を実施していたが、勤務時間帯や勤務日数が限られている夜間指導員には、実施していなかった。

また、夜間2名の体制の中では、必ずしも、OJTによる研修が十分に機能しているとはいえない。

※加害職員の勤務初日には、夜間指導員の業務内容等について30分程度の研修を行い、それ以降はOJTを実施していた。

- ウ コンプライアンスチェックシート等の実施において、児童とのSNS利用や私的な連絡等の禁止は確認項目としていたが、私用スマホの持ち込みや撮影の禁止については確認項目としていなかった。

※加害職員は、「自分には関係ない」という認識で自分ごととして捉えていなかった。

エ 夜間指導員向けの一時保護所統一のマニュアルが無く、伝える内容が各所で異なっていた。宿直勤務の職員と夜間指導員の組合せ（ペア）は固定されていないため、職員によって指示や指導に差が生じている。ペアとなる職員が夜間指導員の業務内容を十分に理解したうえで、お互いの動きを把握し、連携していくことが不可欠である。

夜間指導員として採用される者の多くが、児童福祉に携わったことがない学生であり、本来は職員からの十分なフォローが必要であった。

※加害職員は職員室から目の届かない場所で長時間作業をしており、もう1名の職員と十分に連携が取れていなかった。
※加害職員は夜間指導員として採用から1年半経過していたこともあり、正規職員等が加害職員を経験者として頼りすぎていたという実態がある。
※責任職は上記の状況を把握し、職員及び夜間指導員への適切な指導ができていたとは言い難い。

オ 一時保護所において同性介助を原則とする中、職員と児童との同性同士の不適切な関わりについて想定されていなかった。

人は外見や表出される言動からだけでは分からぬ内面をそれぞれが持ち、児童福祉に従事する職員でさえも、不適切な行為に及ぶ可能性がゼロではない、との前提で、「不適切な行為をしない、させない、許さない」規律ある職場づくりが必要である。

※加害職員は、事件当時は自らの行為が何らかの罪悪にあたることの認識はあったものの、採用時には「男児は同性同士だから性的対象として見ない、自分には関係無い」と認識していた。

（3）再発防止策

夜間指導員の採用について、職員からは「採用時にきちんと基準を示し、厳格に採用するべき」、児童からは「（職員）一人が約束を破ったことで皆が迷惑をしてしまう」等の意見が寄せられた。これらの意見を踏まえ、募集要項の改訂や、夜間指導員マニュアルを整備したうえで採用後の定期研修を充実させていく。

ア 採用前の未然防止

会計年度任用職員の募集要項に、応募資格として「次のいずれにも該当しないこと：児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者。過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者。」と明記し、本市の姿勢を明確に示す。併せて、勤務条件として「年3回程度、研修受講のため所属長が指定する日時に、1時間／回の研修を行う」旨を記載する。

採用面接では、一時保護所はどのような職場であるかや、過去の不祥事事例に対する応募者の考え方を確認するなど、応募者の資質を見極められるような質問を加える。

イ 夜間指導員の研修時間の確保

夜間指導員への研修時間を業務の一環として別途確保するとともに、夜間指導員を含む全職員に対し「自分ごと」として捉えられるように、不適切行為の具体例や処分事例を盛り込んだ研修を定期的に実施する。また、夜間指導員業務のスキル向上に必要な研

修について、オンラインやDVDを活用して実施する。

ウ 私用スマホ持込禁止等の明文化<再掲>

P10「1 (3) ア 私用スマホ持込禁止等についての明文化」参照

エ 夜間指導員マニュアルの共通化、職員との連携強化

- ・夜間指導員マニュアルを共通化するとともに、業務内容だけでなく、職員との役割分担や、市職員としての心構え、コンプライアンスなど採用時研修に必要な内容をマニュアルに掲載する。

【今回、夜間指導員マニュアルにまとめた主な内容】

- ・コンプライアンスや被措置児童等虐待の禁止
- ・定期的な業務理解度の確認
- ・夜間指導員の基本的業務について職員との役割分担
- ・業務における禁止事項（私用スマホ等撮影機器の持ち込み禁止等）

- ・宿直業務を行う全職員に対して、夜間時の役割分担等について理解できるよう、夜間指導員マニュアルを用いて研修を実施する。職員と夜間指導員が業務分担をそれぞれの立場で明確に理解したうえで、職員は夜間指導員が行う各業務の始めと終わりを把握、確認するとともに、予期せぬことが生じた時などには、職員と夜間指導員とが逐一報告や相談を行うなど連携、協力して業務を行う。
- ・児童との距離感、児童の特性や傷つきに関する内容など夜間指導員の業務理解度をチェックリスト化し、責任職が夜間指導員の業務理解の到達度を定期的に確認する。

オ 同性同士の対応

夜間指導員マニュアルについて、同性同士の性加害が起こり得ることを前提とした改訂を行う。

3 こどもが相談しやすい環境づくり

(1) これまでの取組

一時保護された児童が意見を適切に表明できるよう、意見箱、児童福祉司や児童心理司による定期的な面接、アドボケイト（弁護士）への相談、第三者委員への相談、一時保護所退所時アンケート、一時保護所外部評価委員会などの取組を実施している。

(2) 振り返り、課題

ア 一時保護所の入所時に、「一時保護所のしおり」で児童に様々な相談窓口があることを説明しているが、内容が分かりにくく、十分に理解できていない児童もいる。

イ アドボケイトへの相談は、月1回で時間が限られ十分に相談ができていない現状がある。また、入所の背景等により自ら発信することが困難な児童もいるため、児童からの相談や意見表明に際しては、児童が相談しやすい工夫が更に必要である。

ウ 性被害を受けた児童からの開示は、児童の気持ちに迷いが生じるなど、初めから全てを打ち明けられるとは限らないことを念頭に、安心して日頃の悩みを表出できる環境設定、雰囲気づくりが重要である。

その上で、一時保護所職員や担当児童福祉司等が、面接や声かけで、児童の些細な変化や発信を見逃さないことが重要であり、聴き取るスキルも必要である。

※事件発生から被害児童の開示までに4日かかった。この間、担当児童福祉司等による面接が2回あったが被害児童からの開示は無かった。

※開示当日の日中に、被害児童から職員に声かけがあったが、職員の手が回らず、児童の話を受け止めきれなかった。その日の夜に児童から開示があった。

エ 年齢や発達段階に応じ、児童が他者と自身の適切な境界線を学び、自尊心を高めるための啓発・教育を行うことは、児童へのエンパワーメントとして、児童相談所の様々な相談の中で積極的に取り入れられるべき内容である。また、包括的性教育の有用性についても近年注目されている。

そのため、職員から児童に対して、児童自身のこころとからだを守るという視点での支援（啓発・教育）の拡充が必要だが、現状では現場の職員の理解が十分とは言えない。

（3）再発防止策

ア 相談窓口の分かりやすい周知

児童が相談する際の方法や窓口について、「一時保護所のしおり」に分かりやすく掲載するとともに、一時保護所内のトイレや廊下等に掲示する。また、児童と職員との定期的な面接の場でも、「一時保護所のしおり」等を用いて相談先を周知する。

イ 相談窓口の充実

アドボケイトへの相談について、月1回から月2回に変更し、児童が意見等を表明できる機会を増やす。

また、退所時アンケートだけでなく、入所中の児童に対して定期的にアンケートを実施し、声を上げにくい児童等が意見等を表明しやすくする。

ウ 職員の「受け止めスキル」の向上

児童からの意見として、「優しい職員さんに話しやすい」、「様子を見て職員から声を掛けてほしい」という内容が多い。経験の浅い職員が多い現状の児童相談所において、ふとしたタイミングで児童が開示することを念頭に、組織全体で児童からの発信をキャッチする感度を更に高めていく必要がある。

そのため、一時保護児童に関わる職員を対象として、「傾聴スキル」向上を目的に、外部講師を活用して、児童が安心して話せるための効果的なコミュニケーション技術について体験的に学ぶ研修を実施する。

◎外部講師による一時保護児童に関わる職員に対する研修

【日 時】令和7年10月23日（木）13時～14時

【場 所】中央児童相談所

【テーマ】「子どもの話を聴く」

【講 師】小出 太美夫

（社会福祉法人真生会理事、NPO法人よこはまチャイルドライン支え手）

【受講者】一時保護中の児童の支援にあたる全職員

※研修内容を録画保存し、児童相談所内でオンデマンド配信。

エ 児童自身がこころとからだを守る支援

児童に非がないことを前提として、悪意ある他者の接近からどう身を守るか、具体的なアプローチが教育現場等でも取り入れられてきている。児童への啓発や教育として、例えば「児童に性行動や境界線に関するルールを伝えること」、「悲鳴のあげ方やその場から逃げる、何かあれば相談する練習」等が予期せぬ被害を食い止める一助となる可能性があると考えられる。

児童相談所の職員研修プログラムに児童への暴力防止プログラムを取り入れ、職員がその手法を用いて、予防教育を実践できるようにしていく。

また、近年重要視されている「包括的性教育」について、保健師や児童心理司等の職員が理解を深め、児童のニーズに合わせて個別に行っている健康教育の質の向上につなげていく。

◎C A P 「おとなワークショップ」（子どもへの暴力防止のための基礎講座）の実施

【日 時】令和7年11月6日（木）14～17時

【場 所】西部児童相談所 複合棟研修室

【講 師】NPO法人エンパワーメント神奈川

【対象者】一時保護所職員、相談部門職員、その他

【受講人数】：58人

◎包括的性教育に関わる職員向け研修

【日 時】令和8年度前半に実施（予定）

【講 師】外部講師を予定

【対象者】一時保護所職員、相談部門職員、その他

【内 容】性に関する知識にとどまらない、人間の尊厳・権利・人間関係などを総合的に学ぶ研修を実施

※上記2つの研修は、本来児童を対象に権利教育として実施されているが、虐待等の被害を受けた直後の一時保護児童が直接受講するのは、心理面への配慮から適切でない場合もあるため、職員が受講し、現在実施している個別の健康教育支援に生かしていく。

【再発防止策の開始時期】

		再発防止策（取組内容）	開始時期
1	加害行為を起こさない仕組みづくり	ア 私用スマホ持込禁止等の明文化	7年7月
		イ 児童の居室に入る際のルール整理	7年12月
		ウ 一時保護所内への防犯カメラ設置	8年3月（予定）
		エ 夜間体制の見直し検討	7年7月
2	夜間指導員の採用、育成指導	ア 採用前の未然防止	7年12月
		イ 夜間指導員の研修時間の確保	7年12月
		ウ 私用スマホ持込禁止等の明文化<再掲>	7年7月
		エ 夜間指導員マニュアルの共通化、職員との連携強化	7年11月
		オ 同性同士の対応（マニュアル改訂）	7年11月
3	子どもが相談しやすい環境づくり	ア 相談窓口の分かりやすい周知	7年12月
		イ 相談窓口の充実	8年1月（予定） ※アドボケイト相談は8年度から見直し
		ウ 職員の「受け止めスキル」の向上	7年11月
		エ 児童自身がこころとからだを守る支援	7年11月

IV 再発防止策の進捗管理

本市では、過去にも児童相談所職員による性暴力事件が起きており、これまでにも再発防止のための取組を実施してきたところである。

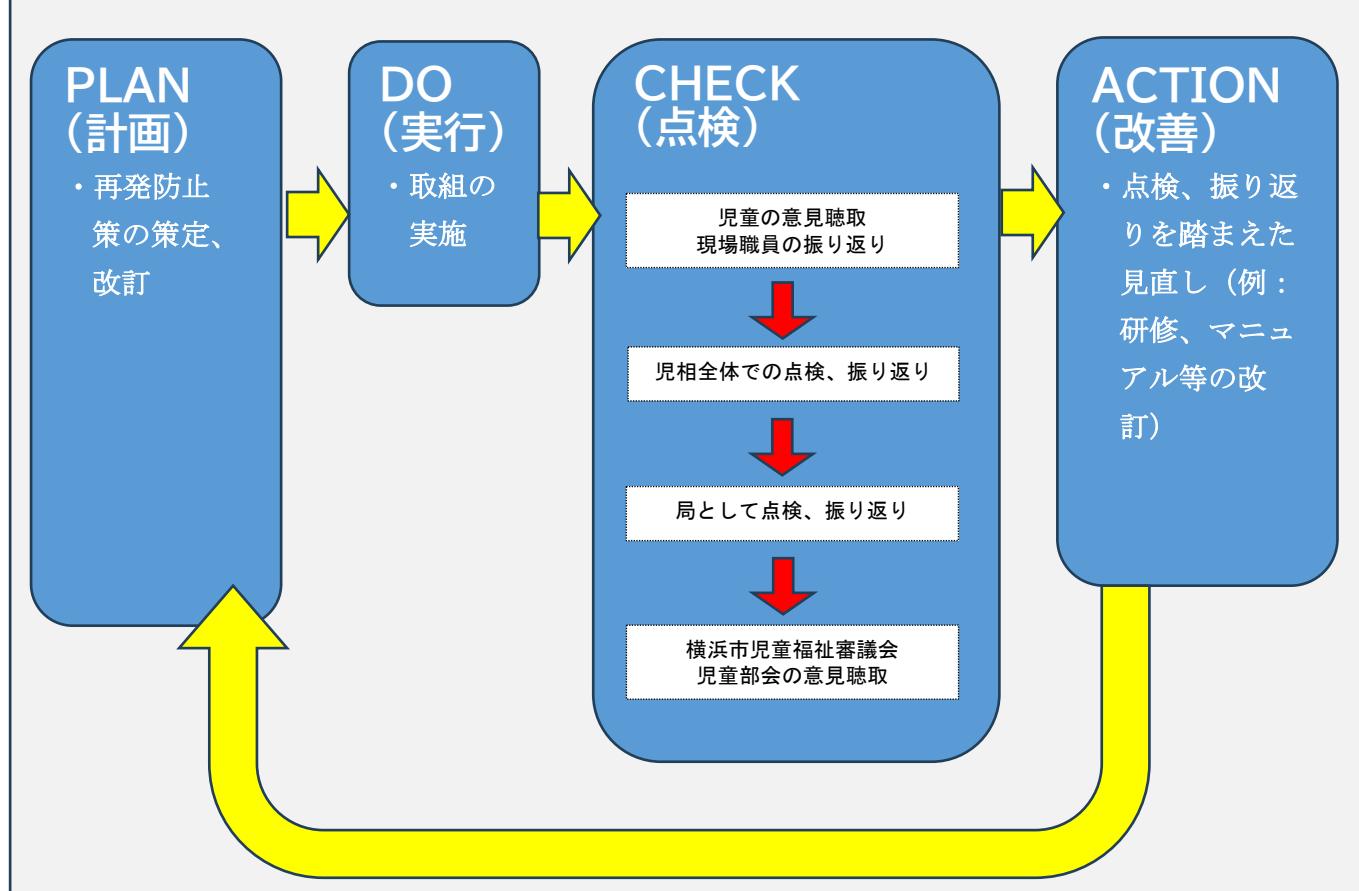
しかし、職員の人事異動や時間の経過とともに、再発防止策の目的を理解しないまま取組が実施され、本来手段としての取組自体が目的化してしまい、再発防止の実効性が失われている現状があった。

令和3年度の性暴力事件を受けて策定した再発防止策の進捗状況についても、児童相談所のコンプライアンス委員会で年1回確認が行われていたが、点検や振り返りが形式的となっており、現場の職員から新たな課題や現在の取組に対する意見が出にくくい状況であった。

これまでの取組及び今回まとめた再発防止策について、二度とこのような事件を起こさないことを目的として、確実な実施が担保されるよう、毎年度、まず児童への意見聴取や現場の職員による振り返りを行い、それを踏まえ、児童相談所全体で取組状況の点検や振り返りを実施する。そのうえで、こども青少年局として点検・振り返りを行い、必要な見直しを検討する。

さらに、本市附属機関である「横浜市児童福祉審議会児童部会」へ毎年度の取組状況を報告し、意見を受けて必要な見直しを行いながら、実効性のある取組を継続して実施していく。

下記のとおり、毎年度、P D C Aサイクルの確保を重視して進めていく。



◆ 資料編

1 横浜市児童相談所一時保護所の組織等

(1) 児童相談所の設置状況

令和7年3月末現在

名称	管轄区域	管轄区域人口	うち児童人口
中央児童相談所	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区	1,005,373人	125,480人
西部児童相談所	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区	716,800人	94,912人
南部児童相談所	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区	968,800人	131,303人
北部児童相談所	港北区、緑区、青葉区、都筑区	1,061,158人	158,571人

(2) 組織図（児童相談所関係・抜粋）



(3) 一時保護所の役割

児童福祉法第33条の規定に基づき、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の6第1項の規定により事件の送致を受けたとき、その他の内閣府令で定める場合であって、必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため一時保護する施設である。

(4) 職員体制 (R7.4.14 現在実配置数)

	一時保護所 (児童定員)	中央 (52名)	西部 (50名)	南部 (61名)	北部 (30名)	合計 (193名)
正規職員	課長	—	—	1	1	2
	係長	2	3	3	2	10
	児童指導員	15	14	20	11	60
	保育士	30	27	36	16	109
	保健師	1	—	3	1	5
再任用職員 (短時間)	児童指導員	1	1	—	—	2
会計年度任用職員(月額)※2	保育士	7	4	3	8	22
	心理療法担当職員	1	3	2	3	9
	学習指導員	8	6	6	4	24
	看護師	—	4	—	1	5
	栄養士	—	1	1	—	2
	運転者	—	—	—	1	1
会計年度任用職員(日額)		40	35	41	27	143
	うち夜間指導員	24	25	25	13	87
	計	105	98	116	75	394

(5) 各職種等の業務内容

職種		業務内容
課長・係長	正規職員	一時保護所の統括、他部署・機関との調整、庶務事務に関する事
児童指導員 (社会福祉職)	正規職員 再任用職員(短時間)	児童の生活支援、行動観察
保育士	正規職員	児童の保育、生活支援、行動観察
	会計年度任用職員(月額)	
	会計年度任用職員(日額)	児童の保育の補助
保健師・看護師	正規職員	児童の看護、健康管理に関する事
	会計年度任用職員(月額)	
	会計年度任用職員(日額)	
心理療法担当職員	会計年度任用職員(月額)	児童の心理的支援
学習指導員	会計年度任用職員(月額)	学齢児童の学科教育指導
日中指導員	会計年度任用職員(日額)	日中の指導員等職員の補助
夜間指導員	会計年度任用職員(日額)	夜間の指導員等職員の補助
栄養士	会計年度任用職員(月額)	児童の給食にかかる管理・指導
運転者	会計年度任用職員(月額)	児童の移送等にかかる運転

(6) 勤務体制

一時保護所は、基本的に学童男子、学童女子、幼児の3つのブロックで構成され、児童指導員と保育士（正規職員、会計年度任用職員）は、早番、日勤、遅番、泊まり、明けの5交替によるローテーション勤務である。課長、係長、保健師、看護師、栄養士、心理療法担当職員、学習指導員、日中指導員、運転者は、日勤又は遅出である。

夜間は宿直体制で、各ブロックに正規職員1名（会計年度任用職員・月額保育士含む）と夜間指導員（会計年度任用職員・日額）1名の計2名ずつの配置を基本としている。

(7) 一日の流れ

時間	0時	6時	9時	12時	18時	21時
児童		6:30 起床 洗面 掃除	9:50 朝食 学習 読書	12:00 昼食 散歩・入浴	18:00 夕食 運動・掃除	21:30 就寝 自由時間 日記
職員						
①早番		7:00			15:45	
②日勤		8:30			17:15	
③遅番				12:30		21:15
④泊まり				12:30		24:15
⑤明け		(24:15～5:00 仮眠)	5:00～11:30			
夜間指導員						
⑥夜間					18:00	23:45
		(23:45～6:00 休憩)	6:00～8:15			

※児童指導員・保育士（職員）が勤務表に基づいて①早番②日勤③遅番④泊まり⑤明けを行う。

※夜間指導員（会計年度任用職員・日額）は④、⑤の職員を補助して、⑥夜間勤務を行う。

2 横浜市児童相談所一時保護所における人材育成（研修）<令和7年度実施分>

（1）派遣研修

NO	研修名	要 件	派遣予定	実施日
1	日本子ども虐待防止学会	児相経験3年を満たした者	2名	11/15・16
2	社会福祉施設指導職員研修会 (スーパー・ビジョン研修会)	児相経験3年を満たした者	2名	7/14～16
3	一時保護施設職員スーパー・バイザー研修	児童福祉領域での経験及び児童相談所での勤務経験が概ね5年以上で指導的立場にある者	6名 (各保護所1～2名)	9/3～5
4	一時保護施設実務者研修	一時保護施設での勤務経験概ね5年以内	5名 (各保護所1名)	11/5～7
5	セカンドステップ研修会	セカンドステップファシリテーター予定者	12名(各保護所3名)	7/12
6	“人間と性”教育研究協議会 全国セミナー	2年目以上	2名	8/2・3 1/26

（2）児童相談所職員研修（4児童相談所合同）

児童相談所新任職員研修、児童相談所職員に必須の医学的基礎知識研修、RIFCR研修、性的虐待対応の理解、トラウマインフォームドケア、アタッチメントなど。

（3）一時保護所職員研修（4保護所合同）

NO	研修名	研修レベル※	要件	参加人数 対象者	実施日	内容（講師）
1	新任職員研修	ベーシック	新任職員	65名 新任職員優先	6/6	トラウマインフォームドケアについて 一時保護所職員に望むこと
2	一時保護所職員専門研修	ベーシック	一時保護所職員	40名 全職員	7/4	私物持ち込みの対応、現場支援について
3	一時保護所職員専門研修	ベーシック～アドバンス	一時保護所職員	43名 全職員	8/25	一時保護施設におけること も支援（外部講師）
4	一時保護所職員専門研修	ベーシック～ミドル	一時保護所職員	38名 全職員	10/3	暴力防止サポート研修 (外部講師)
5	一時保護所職員専門研修	ベーシック～ミドル	一時保護所心理職	14名 心理職	10/20	一時保護施設における心理療法 職員の業務と役割（外部講師）
6	一時保護所職員専門研修	ベーシック～アドバンス	一時保護所職員	42名 全職員	11/7	被措置児童等虐待防止研修
7	一時保護所職員専門研修	ベーシック～アドバンス	一時保護所職員	－ 全職員	12/16	こども中心とした関わりについて（外部講師）
8	一時保護所職員専門研修	ミドル～アドバンス	一時保護所職員	－ 全職員	2/6	グリーフケア

※ベーシック：初任者、ミドル：経験者（3～5年程度）、アドバンス：経験者（5年以上）

（4）各保護所において実施する研修

新任職員研修、応急救護（AED使用方法）、アレルギー対応（食物アレルギーの基礎、エピペン使用方法）、感染症対策（嘔吐処理の方法）など。

3 令和3年度の一時保護所退所児童へのわいせつな行為等に対する再発防止策一覧

再発防止策	
1 人材育成	一時保護所職員としての自覚を促す（一時保護所基本理念等の確認共有） 児童権利擁護研修、専門研修の実施 一時保護所職員の人材育成計画の策定
2 SNS利用に関するルールの策定	SNS利用にあたっての注意喚起 職員個人のSNSに関係児童がアクセスしてきた場合のルールの策定
3 管理・運用・職員体制	一時保護所におけるスーパービジョン体制の強化 同性介助の原則と日中の運営の工夫 一時保護所におけるチーム力の強化
4 児童相談所内部の連携強化	一時保護所と相談部門との相互実地研修の実施 一時保護所職員の個別ケース検討会議、施設入所説明への参加
5 入所児童の権利擁護のための取組	児童相談所弁護士を活用した組織としてのチェック機能の強化 一時保護所退所時アンケート調査の実施と退所後の相談窓口の明示 一時保護所職員の自己評価シートの作成と振り返りの実施

4 こども青少年局再発防止策内部検討委員会名簿

	氏名	補職（職種）	備考
1	白井 正和	総務部長（建築）	委員長
2	岩田 真美	医務担当部長（医師）	
3	坂 清隆	向陽学園長（社会福祉）	
4	八木 慶子	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長（事務）	
5	足立 篤彦	こどもの権利擁護課長（事務）	
6	金子 祐子	中央児童相談所支援課法務担当課長（弁護士）	
7	石神 光	西部児童相談所長（社会福祉）	

＜内部検討委員会開催経過等＞

	開催日	内容
1	令和7年7月2日	事件の概要、検討スケジュール説明 再発防止策に関する意見交換
2	令和7年8月14日	児童部会での意見を踏まえ、 再発防止策検討報告書（素案）の内容検討
3	令和7年10月9日	児童部会での意見を踏まえ、 再発防止策検討報告書（案）の内容検討

5 第35期横浜市児童福祉審議会 児童部会委員名簿（本案件について審議）

令和7年7月24日現在（50音順・敬称略）

	氏名	現職名
1	小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
2	澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
3	橋本 陽子	神奈川県弁護士会所属 弁護士
4	廣内 千晶	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター 助教
5	森山 直人	東京経営短期大学 非常勤講師

＜児童部会開催経過等＞

	開催日	内容
1	令和7年7月24日	事件の概要、検討スケジュール説明 再発防止策への諮問、再発防止策について意見聴取
2	令和7年8月28日	再発防止策検討報告書（素案）について意見聴取
3	令和7年10月23日	再発防止策検討報告書（案）について意見聴取及び答申

児童福祉審議会の組織体制の変更 について

こども青少年局企画調整課

2026年1月28日

【資料8】児童福祉審議会の組織体制の変更について

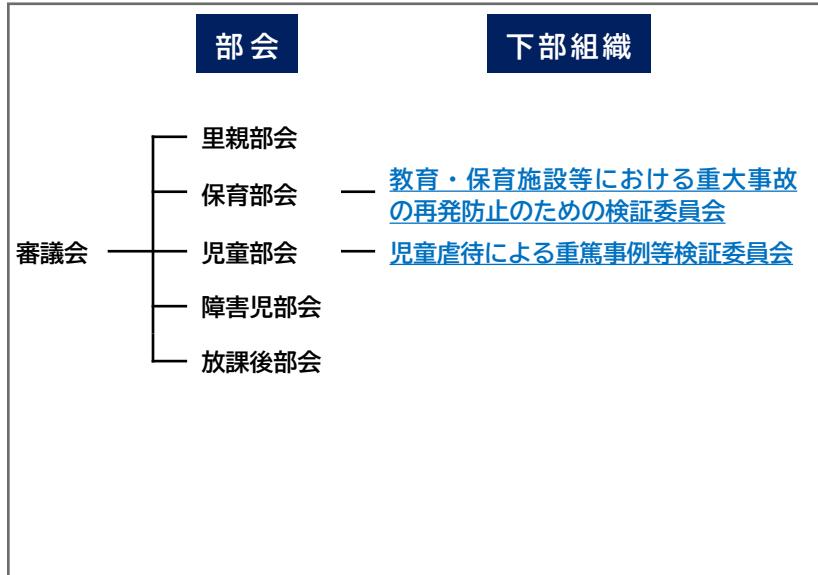


児童福祉審議会（以下、「審議会」という。）について、子ども・子育て支援法、児童福祉法の改正等に伴い、組織体制を次のとおり変更します。

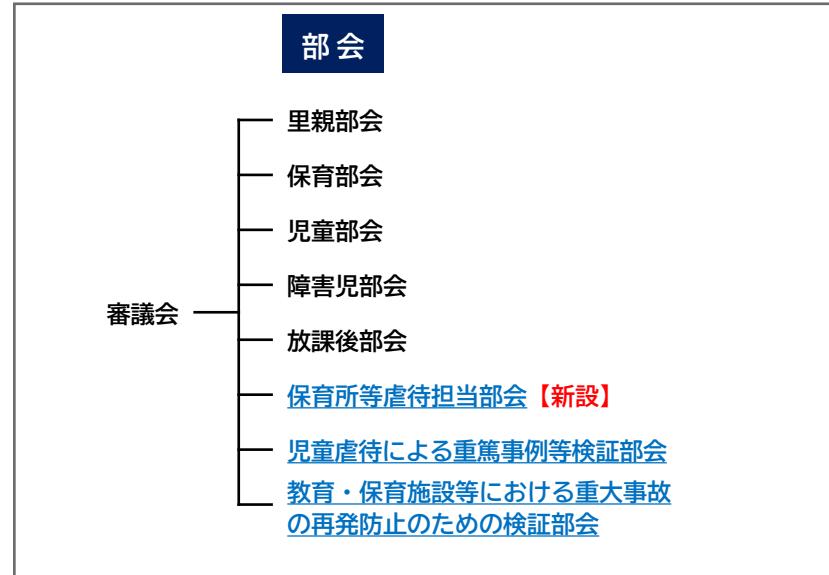
【資料8】児童福祉審議会の組織体制の変更について

「保育所等虐待担当部会」を設置し、審議会部会の下部組織である「児童虐待による重篤事例等検証委員会」及び「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」を、それぞれ部会として位置付けます。

旧



新



【資料8】児童福祉審議会の組織体制の変更について

変更理由

①保育所等担当部会及び児童虐待による重篤事例等検証部会について

- ・児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所や放課後児童健全育成事業等の職員による虐待について通報が義務化されました。併せて、虐待通報を受けた自治体は、自治体が行った措置の内容について審議会へ報告することとされ、また都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定も新たに設けられました。
- ・これを受け、審議会に本件を所掌する新たな部会である「保育所等虐待担当部会」を設置します。あわせて、「児童虐待による重篤事例等検証委員会」についても部会として位置付け、下部組織を整理します。
- ・なお、被措置児童等の虐待については、引き続き児童部会へ報告します。

【資料8】児童福祉審議会の組織体制の変更について



変更理由

②教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証部会について

- ・教育・保育施設等（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業）における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行うとされており、本市では、保育部会の下部組織に検証委員会を設置していました。
- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、産後ケア事業等が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、保育部会の所掌外施設・事業が対象として追加されることから、体制を変更し、審議会部会として位置付けます。